



22 健第6692号
22 生流第3667号
平成23年3月23日

各市町村長 様

福島県保健福祉部長
農林水産部長
(公印省略)

福島第一原子力発電所事故に伴う食品の摂取及び出荷制限について（通知）

このことについては、貴域内の生産者等に対する対象農畜産物の出荷自粛に係る周知等に御協力いただ
いているところですが、別紙写しのとおり3月23日付けで原子力災害対策本部長から本県知事あてに新
たな指示があったところです。

つきましては、当該対象食品の取り扱いについて、貴域内の住民及び生産者等に周知くださるようお願い
いたします。

なお、今般の原発事故による損害については、原子力損害の賠償に関する法律により補償される可能性
が高いことから、生産者に対して書面記録等を確保しておくことを併せて御周知願います。

記

<新たに指示があった内容>

- 1 当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係事業者及び住民等に要請する食品
本県において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類及びアブラナ科花蕾類
- 2 当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請する食品
本県において産出されたカブ

※なお、現在、摂取や出荷の自粛を要請している食品は別記のとおりです。

市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長
他 部 ・ 他 課						受 付
(事務担当)						食品衛生課
(事務担当)						農産物安全流通課
保存期間	1年	3年	5年	10年	永年	

(事務担当) 食品衛生課 電話024-521-7242・7245)
(事務担当) 農産物安全流通課 電話024-521-7351・7354)



指 示

平成 23 年 3 月 23 日

福島県知事

佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

菅 直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 貴県内において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類及びアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 貴県内において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びカブについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

注 1. 非結球性葉菜類及び結球性葉菜類：

ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ 等

注 2. アブラナ科の花蕾類：

ブロッコリー、カリフラワー 等

別記

摂取や出荷の自肅を要請している本県産の食品について

(平成 23 年 3 月 23 日現在)

区分	品目	左記の代表例	要請内容
野菜	非結球性葉菜類	ホウレンソウ、コマツナ、カキナ、あぶらな、ちぢれ菜、紅葉苔、くきたちな、カブ菜、信夫冬菜、山東菜、べかな、非結球はくさい、チンゲンサイ、パクチヨイ、タアサイ、たかな、かつおな、からしな、みずな、たいさい、サラダ菜、サニーレタス、しゅんぎく、フダンソウ、なばな、さいしん、オータムポエム、かいらん、つぼみな、みずかけな、ケール、しろな、仙台雪菜、千宝菜、のざわな、べんり菜、山形みどりな、わさびな、サンチュ、プチヴェール 等	摂取及び出荷の自肅
	結球性葉菜類	キャベツ、はくさい、結球レタス、芽キャベツ 等	摂取及び出荷の自肅
	アブラナ科花蕾類	ブロッコリー、カリフラワー、茎ブロッコリー 等	摂取及び出荷の自肅
	カブ	こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等	出荷の自肅
	原乳		出荷の自肅
畜産物			